

第1回久慈市議会臨時会会議録(第2日)

議事日程第2号

平成19年5月18日(金曜日)午後1時30分開議

第1 議案第6号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第6号(質疑・採決)

第2 議案第1号(質疑・討論・採決)

第3 議案第2号(質疑・討論・採決)

第4 議案第3号(質疑・討論・採決)

第5 議案第4号(質疑・討論・採決)

第6 議案第5号(質疑・討論・採決)

第7 閉会中における委員会の所管事項調査の件

第8 議員派遣の件(採決)

会議に付した事件

日程第1 議案第6号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第2 議案第1号 平成18年度久慈市一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第3 議案第2号 市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第4 議案第3号 平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第4号 平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第5号 観光交流センター建設主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第7 閉会中における委員会の所管事項調査の件

日程第8 議員派遣の件

出席議員(25名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 梶 谷 武 由君 | 2 番 上 山 昭 彦君 |
| 3 番 泉 川 博 明君 | 4 番 木ノ下 祐 治君 |
| 5 番 澤 里 富 雄君 | 6 番 藤 島 文 男君 |

7 番 砂 川 利 男君

8 番 畑 中 勇 吉君

9 番 小 倉 建 一君

10 番 山 口 健 一君

11 番 中 平 浩 志君

12 番 中 塚 佳 男君

13 番 佐々木 栄 幸君

14 番 桑 田 鉄 男君

15 番 堀 崎 松 男君

17 番 小野寺 勝 也君

18 番 城 内 仲 悦君

19 番 下斗米 一 男君

20 番 清 水 崇 文君

21 番 下 館 祥 二君

22 番 大 沢 俊 光君

23 番 濱 欠 明 宏君

24 番 八重櫻 友 夫君

25 番 高屋敷 英 則君

26 番 宮 澤 憲 司君

欠席議員(1名)

16 番 大久保 隆 實君

事務局職員出席者

事務局 長 亀田 公明

事務局次長 大橋 良

庶務グループ 大森 正則

議事グループ 長内 実

総括主査 大内田博樹

主 事 大内田博樹

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君

副 市 長 工藤 孝男君

副 市 長 外館 正敏君

総務企画部長 末崎 順一君

市民生活部長 佐々木信蔵君

健康福祉部長(兼福祉事務所長) 菅原 慶一君

農林水産部長 中森 健二君

産業振興部長 卯道 勝志君

産業振興部附長 下館 満吉君

建設部長(兼水道事務所長) 嵯峨喜代志君

山形総合支所長 角 一志君

山形総合支所次長 野田口 茂君

教育委員長 岩城 紀元君

教 育 長 鹿糠 芳夫君

教 育 次 長 大湊 清信君

選挙管理委員会 委員 鹿糠 孝三君

農 業 委 員 会 長 荒澤 光一君

監 査 委 員 木下 利男君

総務企画部長 根井 元君

教育委員会 宇部 辰喜君

総務課長(併選管事務局長) 野田 勝久君

農 業 委 員 会 長 中新井田勉君

監 査 委 員 野田 勝久君

事 務 局 長 野田 勝久君

午後1時30分 開議

議長(下斗米一男君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(下斗米一男君) この際、諸般の報告をいたします。市長から議案の追加提出があり、お手元に配

付しております。

次に、当職からの提出議案2件を配付いたしております。

次に、各委員長からそれぞれ正副委員長が選任された旨報告がありました。

総務常任委員長に高屋敷英則君、副委員長に木ノ下祐治君、教育民生常任委員長に桑田鉄男君、副委員長に城内仲悦君、産業経済常任委員長に堀崎松男君、副委員長に澤里富雄君、建設常任委員長に中塚佳男君、副委員長に山口健一君、議会運営委員会委員長に大沢俊光君、副委員長に中平浩志君、久慈市議会広報編集特別委員会委員長に小野寺勝也君、副委員長に小倉建一君、以上のとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議案第6号

議長（下斗米一男君） 日程第1、議案第6号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

市長（山内隆文君） 追加提案をいたしました議案第6号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたく存じます。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員に八重櫻友夫氏を選任したく、ご提案申し上げるものであります。

八重櫻友夫氏につきましては、議員各位既にご承知の方でありますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより議案の審査に入ります。地方自治法第117

条の規定により八重櫻友夫君の退席を求めます。

〔24番八重櫻友夫君退席〕

議長（下斗米一男君） ただいまの議案に関し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。議案第6号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は同意することに決定しました。

八重櫻友夫君の入場を許します。

〔24番八重櫻友夫君着席〕

~~~~~

日程第2 議案第1号

議長（下斗米一男君） 日程第2、議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

この補正予算は、去る3月定例市議会後、平成18年度の地方債の同意予定額が決定されたことに伴い、同意額の範囲内で地方債の発行ができるよう予算措置をする必要があることから、専決処分したものであります。

補正の内容であります。2ページ、3ページの第1表地方債補正のとおり、農道等整備事業ほか5件について起債の限度額を変更したものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第2号

議長（下斗米一男君） 日程第3、議案第2号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 議案第2号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。

その概要につきまして、議案第2号参考資料によりご説明をいたします。

まず、第1、市民税であります。第26条に規定する市民税の納税義務者等について、信託法の改正により法人課税される信託の範囲が拡大されたことに伴い、新たに第5項として、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課させるものを加え、関係する規定の整備を行ったものであります。

2は、保険料に係る個人市民税の課税の特例であります。租税条約実施特例法の改正によりまして、日本国内の居住者が租税条約を締結する相手国の社会保障制度に対して支払った保険料が、一定金額を限度に所得税の社会保険料控除の対象とされたことにより、個人住民税にも適用されることになりましたことから、新たに規定をしたものであります。

次に、第2、固定資産税の1であります。平成19年1月1日現在において、65歳以上の方や介護保険法で要介護、もしくは要支援の認定を受けている方、あるいは障害者である方が居住する賃貸住宅を除く既存住宅がバリアフリー改修された場合の固定資産税について、工事が完了した翌年度の固定資産税の減額措置が創設されましたことから、新たに規定をしたものであります。

その内容といたしましては、廊下の拡幅や階段の勾配の緩和、浴室やトイレの改良などの改修工事が完了した翌年度の固定資産税について、1戸当たり100平方メートルを限度に3分の1を減額するもので、その改修工事期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までとなっております。

2は、鉄軌道用地に対する価格を決定する際の課税の特例として、鉄道施設以外の用に供される一定規模以上の商業施設等の用地を宅地とみなし、課税される固定資産税の課税標準を定めることについて、新たに規定したものであります。

次に、第3、市たばこ税であります。これまで特例税率として課税されてきた国、県、市町村のたばこ税の税率が廃止され、いずれも現行税率が本則課税にされたことによる規定の整備であり、このことにより現行税率の1,000本当たり3,298円に変更はないものであります。

次に、第4、国民健康保険税であります。国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、第138条第2項及び第147条第1項に規定する医療分にかかる基礎課税限度額が改正されたことにより、限度額である基礎課税額53万円を3万円引き上げ、56万円としたものであります。

その他、関係法令の改正に伴う条文の文言整理及び期限の延長等、所要の規定の整備を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 今、説明いただいた国保税の問題、限度額を53万円から56万円に引き上げるという内容ですけれども、これは過般の議会でも触れてきたわけですが、被保険者に負担増を求めるということは、もはや限界に来ているというふうに思うんですよね。

例えば、滞納世帯の割合、久慈市で見ても18%前後ですか。これは全国的に見れば19%で、2割前後がそういう状況にあると。そうすると、制度そのものの崩壊につながりかねないような状況に立ち至っているのではないかとこのように思うんですよ。

一方では、この国庫負担の割合が史上最低です。これ2004年度のやつで見ますと34.5%、これは以前には50%、40%あったわけですよ。今、史上最低の34.5%まで国庫負担の割合が低下しているという状況からすれば、やはり再三申し上げてきたように、被保険者への負担を求めるといふことではなしに、やっぱり国庫負担、これの増加を求めることが必要不可欠だといふふうに思いますし、それから県のいわゆる支出

金です。2004年度で見ますと、岩手県からの支出金はゼロになっていますね。隣の宮城県が被保険者1人当たり、少ないですけども187円、秋田は449円、こういふ点から見ても、先般のいわゆる競馬組合の330億円の融資ということもとかく指摘があったわけですね。

そういうことからすれば、やっぱりこういうところにこそ県の支援を求めることが大事なのではないかというふうに思います。

そういう点では、国、県に対しても、これはやっぱり重点要望の一つに掲げてやっていくべきだというふうに思いますが、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（下斗米一男君） 佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） まず、第1点の方でございます。

負担を求めるといふこと 大変いろいろ制度等にいろいろ意見があるのでないかということでございますが、今回の改正でございますが、限度額の方、いわゆる高所得というか、所得の高い方の負担を求めるといふような改正でございますので、ご了解を願いたいというふうに思います。

あと負担割合等を県等に要望すべきじゃないかということでございますが、これについては、それぞれの会議等でいろいろ話題にしながらか協議していきたいというふうに考えております。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第2号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、議案第2号は承認されました。

~~~~~

日程第4 議案第3号

議長（下斗米一男君） 日程第4、議案第3号「平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成18年度の国庫負担金及び県負担金の概算交付額が過少のため、歳入に不足を生じたことから、本年度予算をもって繰上充用の措置を講じるとともに、前年度精算見込みによりそれぞれの補正をしようとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをごらん願います。

2歳入であります。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金は、過年度分として前年度負担金の精算見込み額5,065万円の増額を計上いたしました。

次に、3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金は、過年度分として前年度負担金の精算見込み額214万8,000円の増額を計上いたしました。

次に、10ページ、11ページをごらん願います。

3歳出であります。2款諸支出金、1項1目償還金は、前年度の支払い基金交付金の精算に伴う返還金1,178万円を増額計上いたしました。

次に、3款1項1目繰上充用金は、前年度繰上充用金として4,101万8,000円を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第3号「平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第4号

議長（下斗米一男君） 日程第5、議案第4号「平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。説明を求めます。卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 議案第4号「平成19

年度久慈市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

平成18年度の本特別会計は、4,239万8,150円の歳入不足を生じる見込みでありますので、その相当額について本年度予算をもって繰上充用の措置を講じようとするものであります。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入につきましては、2款諸収入、1項雑入に、歳出につきましては、2款1項繰上充用金にそれぞれ4,239万9,000円を計上し、補正後の予算総額を4,242万円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第4号「平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第5号

議長（下斗米一男君） 日程第6、議案第5号「観光交流センター建設主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 議案第5号「観光交流センター建設主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、観光交流センター建設主体工事を施工するに当たり、株式会社新田組と2億2,995万円で請負契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに申し上げますが、本工事は工種ごとに分離発注をしており、電気設備工事は藤原電業株式会社と3,969万円で、管・設備工事は株式会社細谷地と4,903万5,000円でそれぞれ請負契約を締結しようとするもので、これらを合わせた工事費の総額は3億

1,867万5,000円となるものでございます。

工事の概要であります。鉄骨づくり地上2階建て、延べ面積1,315.93平方メートルとなっており、隣接して民間が建設する地場商品の販売機能を持つ物産館等街なか再生核施設、通称土の館と一体的な機能を有するもので、平成20年2月までに完成を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 何点かお聞かせください。

一つは、この施設整備に伴って、いわゆる既存の商業者が、この施設の建設に刺激をされて、誘発されて、新たな店舗と申しますか、事業開始と申しますか、あるいは拡張と申しますか、そういうような動き、見通しが出ているのかどうか、第1点。

それから、この施設整備に伴っては何回も議会でお聞きをしてきたわけですが、完成した時点での市の負担する維持管理費等を含めて、全体として年間幾らになるのか。これまでの説明だということ、年間1,000万円プラス人件費という説明であったというふうに記憶しているわけですが、その市の持ち出す経費の内訳、全体像をお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） ご質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の計画に伴いまして、誘発を受けて店舗を新規展開するものがあるのかどうかというふうなことでございます。中心市街地活性化基本計画そのものにおきましては、計画期間内5カ年の中で、12店舗ほどをその空き店舗を活用して新規に立地するというふうな基本的な計画を立てているところでございます。

新聞報道等で既にご案内のところと存じますが、今回郊外店でございました紳士服のはるやまという店でございますが、中心市街地の方に立地をするというふうなところで、そういった動きが出たところでございます。

これからにつきましても、中心市街地活性化のために、店舗の立地に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、観光交流センター、市の施設の維持管理費についてのお尋ねでございますが、従前お答えした

とおりのところをごさいます、維持管理費については1,000万円程度というふうなところをごさいます。管理運営体制については、現在検討中のところをごさいますので、詳細、詰めを行っているところをごさいます。

以上をごさいます。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） それでは、もう1点お聞かせください。

これも繰り返しになりますが、市の風の館の場合は経済施設ではないので、この誘客とか、そういう目標数値は、はじいていないんだというのがこれまでの答弁だったと思うんですが、現時点でもそういう対応ですか。いわゆるにぎわいを創出するということからすれば、この事業展開によって誘客をどの程度見込むんだということは、設置者として当然あってしかるべきだと思うんだけど、今もってありませんか。あればお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 今回の施設につきましては、中心市街地の活性化を目標に、行政と民間が一体となって施設を整備して、相乗効果に基づいて誘客を図るという施設になっているものをごさいます。ご案内のとおり、土の館につきましては物産の販売、それから土産品等の取り扱い等があるわけをごさいます。

それから、市が整備します観光交流センターにつきましては交流と観光、そういったものの情報の発信をし、誘客に努めるというふうなものになっているところをごさいます。

また、多様な交流ができるような多目的な施設というふうなところをごさいます、そういった相乗的な効果の中で進めていくというふうなことをごさいます、単体としての目標という数値は特に掲げていないところをごさいます。

以上をごさいます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 第1点は、基本計画、国の認可が必要だということで、ずっと答弁あったんですけども、国の認可がいつの時点でおりたのか。

国は、当然その補助金を出す方ですから、もし認可がおりたとすれば、条件なり出されたのか、例えばこ

ういう条件があるとか、そういった計画に対する国のコメントなり、当然あるかと思いますが、そういった点がどういった内容であったのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

第2点は、今その答弁の中で、誘客について総合的というお話がありましたが、その総合的といった場合に、やはり土の館との関係の中できちっと相談なりしていくのかどうか、その辺、土に来れば風にも来るだろうし、風に行けば土にも行くと、そういう交流が当然あるわけですけれども、そういったどっちから来る交流が多いのか。例えば、観光交流センターの方から人を集めて、それが土の方に流れていくのか、そういった点でどのような流れを具体的に想定をしているのか。

それから、市が建てるこの風の館の中には、レストラン等もあるし、それから山車の創作体験コーナーもあるわけですね。そういったところには、どの程度お客さんなりを見積もりになっているのか。当然レストランなんていうのは、やっぱり一定程度の誘客がないと採算ベースに合わないわけですから、そういった点ではどの程度の採算ベース、どの程度来れば採算が合うというふうなことでお考えになっているのか、お聞かせください。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 中心市街地活性化基本計画の認可の関係をごさいます、これにつきましては、3月30日に久慈市が国に対しまして申請を出したところをごさいます。これの見通しをごさいます、国の方におきましては、現在最終の審査を行っているという段階と伺っているところをごさいます。

第1次の認定を受けました青森市と富山市の例を類推しますと、昨年12月に申請をして、2月上旬に認可になったということで、2カ月程度を要しているところをごさいますので、その程度のところの見通しというふうなところで考えているところをごさいます。

それから、国の方ではこの計画に対して認識を持っているかというふうな趣旨の質問をごさいましたが、これにつきましては、国の方においては計画を審査をいただき、現地の調査もいただいているところをごさいます、地域のにおい、薫り、そういったものがよく出ている事業の計画だなど。それから民間、行政を

含めまして、この基本計画の取り組み、実施に向けた取り組みというのがなされているというふうな評価をいただいているところでございます。

それから、誘客につきましてでございますが、これにつきましては、民間が整備をいたします土の館は、まさに観光客とそれから買い物客等を誘客する施設というところでございまして、そちらの誘客部分が大きいというふうな考え方に立っているものでございます。

それから、行政の目的で建てます施設につきましては、観光面もございまして、それから市民への情報の発信の機能も有しているところでございまして、そういった行政目的に沿った来場というのものもあるものだというふうにご考えているところでございます。

それから、レストランにつきましては、これにつきましては、現在まちづくり会社の方で運営する方向のところで検討を進めているところでございまして、この部分につきましては、3万人弱の来場者があるというふうなことの計画になっているものでございます。

山車の体験施設等につきましては、来場した方々がそここのところでごらんになり、またいろんな多様な体験をするというふうな施設でございまして、その辺のところはおいでになったお客様が、そちらの施設を訪れるというふうな考え方に立っているものでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 3月30日に認可を申請したと。2カ月ぐらいで出るだろうということですが、こういう工事そのものは認可後に市の方では認可が通るとい見通しがあってやっているのか、もし通らない場合はどうなるのかということなんですが、その辺はやはりこういう事業については、基本計画の認可が通った段階でやってしかるべきものじゃないですか。ちょっと私は拙速だというふうに思うんですが、そういう見通しが、確実であるというふうに考えているのかその辺、その関係お聞かせください。

もし、2カ月でちゃんと認可になるのか、なるというふうに見ているのか。あるいはならない場合はどうなるかというあたりですが、ちょっとお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 観光交流センターの

事業発注と基本計画の関係のお尋ねでございますが、観光交流センターにつきましては、国土交通省のまちづくり交付金事業を導入して整備しているものでございまして、既に昨年度来から事業の認可を得まして事業に着手しているものでございます。

中心市街地活性化基本計画のかかわりの関係でございますが、基本計画のまさに数値目標等を出しております根幹、核施設となる施設なわけでございますが、これらの基本計画につきましても現在認定申請中でございますが、国の今、最終審査段階ということでございますが、私どもとしましては認定をいただけるものというふうな認識に立っているものでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） まず、この街なか再生核施設整備計画、いよいよ具体化し、工事につきましても地元業者が落札したということでよかったなと思っております。

この参考資料の中に、6番として解体工事に要する費用等というのがございます。これは、いわゆるこの施設の整備に伴って移転するところの解体費用かなと思うわけでございますが、それでいいのか。

そして、その解体工事の費用はどのようになっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 解体工事にかかわりましての数字について、資料を取り寄せてご答弁申し上げます。

議長（下斗米一男君） 14番、保留だけでいいですか。何か追加する、その資料請求とかというのをききちんと出しますか、出しませんか。14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） 資料は特にあれなんです、別紙1のとおりというその別紙1もないので、よくわからないので、そこは説明いただければそれでいいです。

議長（下斗米一男君） それでは、答弁が出るまで暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時11分 再開

議長（下斗米一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号の保留中の答弁を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 大変申しわけございませんでした。

ここにありますが解体工事に要する費用、別紙とございますが、これはいわゆる既存の施設の解体にかかわる工事に要する費用というふうなものを明示しているわけではございませんで、いわゆる産廃の処理方法を法律等にのっとって適切に処分してくれと、そういうふうなことを明記した内容でございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） 今、答弁いただきました。そうすれば、旧ダイエー時代の地下に残っている部分とかという考えでいいんですか。私はそうでなく、この施設を建設することに伴って移転する、例えばいすゞさんとかあるわけですが、そのことかなと思ったんですが、それでなく、いわゆるダイエー時代の残っている部分の解体工事ということですか。ひとつその中身までよろしく。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） いすゞさんにかかわりましては、これから現在いすゞさんの方で今解体補償をもって工事建築中でございますので、それが建った暁に移転すると。それを待って、うちの方では解体の工事に着手するというふうなことになります。

それと、旧ダイエー跡地の部分にかかわりましては、そういう基礎の部分にもありますし、いろいろな産廃の処理の方法について、法律に基づいて適切に処理するというふうなことをこの中で明示しているものでございます。

費用についてはございません。解体費用というものは見てございません。

議長（下斗米一男君） ほかにございませんか。ほかの方。

〔発言する者なし〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 議事進行。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 私、2回やりましたから、あれですが、本当に今の説明ではなかなか、はい、そうですかというふうにはいきませんので、解体工事に要

する費用等と書いてあるんです、ここに。別紙のとおりとありますから、別紙をきちんと資料提供をして、それに基づいて説明してください。

以上です。

議長（下斗米一男君） 26番宮澤憲司君。

26番（宮澤憲司君） この契約書を見る限りは、契約保証金となって契約金が2億2,995万円と、こういうふうになっています。これはこれでわかりますけれども、6番目で解体工事に要する費用等となっています。これは別紙にあるということなんです。ですから、これは恐らく少なくとも数字が出ているはず。その部分についてやっぱり資料は提示していただきたい。ひとつお計らいをお願いします。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 大変失礼しました。

別紙1、建設物に係る新築工事等の場合というふうなことで、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく記載事項でございます。解体工事に要する費用32万9,000円でございます。失礼しました。先ほどの答弁、ご訂正させていただきますが……

議長（下斗米一男君） それでは、建設部長、今の資料を提出できますか。

建設部長（嵯峨喜代志君） はい。

議長（下斗米一男君） 可能ですか。

建設部長（嵯峨喜代志君） はい。

議長（下斗米一男君） それでは、資料準備のため暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時22分 再開

議長（下斗米一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号にかかわる資料の提出がありましたので、資料の説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 先ほどのご答弁を訂正させていただきます。

別紙1でございますが、建築物に係る新築工事等の場合というふうなことで、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく記載事項となっております。

したがって、工程ごとの表でございますが、分別解体等の方法というふうなことで、工程ごとの作業

内容及び解体方法がございますが、ここに2番の基礎及び基礎ぐいというふうなところで、「有」というふうなチェック項目になってございますが、これを機械作業と手作業とで併用をしてやるというふうなことでございまして、解体工事に要する費用というのが32万9,000円、これを再資源化する施設の大成口テック株式会社に再資源化に要する費用が50万4,000円、82万、83万程度の費用というふうなことでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第5号「観光交流センター建設主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 閉会中における委員会の所管事項調査の件

議長（下斗米一男君） 日程第7、閉会中における委員会の所管事項調査の件を議題といたします。

各委員長から申し出のありました閉会中の委員会調査につきましては、お手元に配付いたしております閉会中の所管事項調査申出書のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中における委員会の所管事項調査については、各委員長申出書のとおり、それぞれ決定いたしました。

~~~~~

日程第8 議員派遣の件

議長（下斗米一男君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、大船渡

市で開催の平成19年度岩手県市議会議長会定期総会に副議長濱欠明宏君を、平成19年5月30日から31日まで派遣することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

閉会

議長（下斗米一男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第1回久慈市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時25分 閉会